

国土総合開発特別委員会議録第三号

昭和三十三年三月四日(月曜日)

午後一時四十二分開議

出席委員

委員長 五十嵐吉藏君

理事 川村善八郎君 理事 鈴木周次郎君

理事 薄田 美朝君 理事 竹谷源太郎君

理事 渡邊 徳藏君

愛知 揆一君

井谷 正吉君

北山 愛郎君

永井勝次郎君

出席國務大臣

建設大臣 南條 徳男君

國務大臣 宇田 耕一君

國務大臣 川村 松助君

出席政府委員

北海道開発
政務次官 中山 榮一君

北海道開発
発行次長 田上 辰雄君

総理府事務官
(経済企画庁
開発部長) 植田 俊雄君

建設技官
(道路局長) 富樫 凱一君

委員外の出席者

大蔵事務官 松永 勇君

(主計官)

三月四日

委員小平忠君辭任につき、その補欠として永井勝次郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月二日

北海道開発公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

北海道開発公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)
国土総合開発に関する件

○五十嵐委員長 これより会議を開きます。

この際、川村國務大臣より発言を求められております。これを許します。川村國務大臣。

○川村國務大臣 私は今回北海道開発庁長官の重責をになうことになりましたが、日もまだ浅く、十分な知識もなく、ただ誠心誠意、北海道開発について善処したいと念願いたしておるものであります。どうかよろしく御指導、御援助を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

今国会においては、さきに継続審議になっております北海道開発庁設置法案及び同法施行法案のほか、新たに北海道開発公庫法の一部を改正する法案を提出いたしましたので、いずれ提案の理由を申し上げる機会もあらうかと存じますが、これらの法案につきましても、この委員会において御審議をいただくことになると存じますから、その際はよろしくお願い申し上げますが、ごあいさついたします。

○五十嵐委員長 次に、去る二日北海道開発公庫法の一部を改正する法律案が当委員会に付託になりましたので、ただいまより同法案を議題として提案理由の説明を聴取することにいたします。川村國務大臣。

北海道開発公庫法の一部を改正する法律案
北海道開発公庫法の一部を改正する法律案(昭和三十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
北海道東北開発公庫法
第一条中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改め、「北海道」の下に「及び東北地方」を加える。

第一条の次に次の一条を加える。
(定義)
第一条の二 この法律において「東北地方」とは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。

第二条中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。
第三条第一項中「札幌市」を「東京都」に改める。
第四条中「十億円」を「二十五億円」に改める。

第六条中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。
第八条中「理事長」を「総裁」に改める。
「三人」を「四人以内」に改める。

第九条第一項及び第二項、第十条並びに第十四条から第十六条まで中「理事長」を「総裁」に改める。
第十九条中「北海道」の下に「又は東北地方」を加え、同条第一号中「又は可燃性天然ガス」を「可燃性天然ガス又はその他の未開発鉱物資源」に改める。

第二十六条を次のように改める。
(借入金)
第二十六条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から長期借入金を受けることができる。

2 公庫は、前項に規定するほか、次条第一項の規定により北海道東北開発債券を発行して資金を調達しようとする場合において、その発行までの間の資金繰上必要があるときは、当該債券の引受契約が成立し、又はその引受契約の成立の見込が確実である場合に限り、かつ、発行しようとする金額の限度において必要な金額を限り、当該債券の発行により調達する資金の前借として、主務大臣の認可を受けて、政府から短期借入金を受けることができる。

3 前項の規定による短期借入金には、当該短期借入金に係る債券の発行があつたときは、その発行により調達した資金をもつて直ちに償還しなければならない。

4 政府は、公庫に対して、長期資金の貸付をし、又は第二項の規定により北海道東北開発債券を発行して調達しようとする資金に係る短期資金の貸付をすることができる。

5 公庫は、第一項及び第二項に規定する場合のほか、資金の借入をしてはならない。

第二十七条第一項中「北海道開発債券」を「北海道東北開発債券」に改める。

第三十九条中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)
2 この法律の施行の際北海道開発公庫の理事長である者は、別に辞令を用いないで、その際改正後の北海道東北開発公庫法第十条第一項の規定により北海道東北開発公庫の総裁として任命されたものとみなす。

3 前項に規定する北海道東北開発公庫の総裁の任期は、改正後の北海道東北開発公庫法第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が北海道開発公庫の理事長として在任した期間を控除した期間とする。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(北海道開発法の一部改正)
5 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第五十条第二号を次のように改める。

二 北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)に基く内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

(同法第十九条に規定する業務のうち東北地方に係るものを除く。)

6 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十号ホの次に次のように加える。

ハ 北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)

(同法第十九条に規定する業務のうち東北地方に係るものに限る。)

第九条に次の一号を加える。

四 北海道東北開発公庫に関すること。(東北地方に係る業務に關することに限る。)

7 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第六号の二中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

8 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

(登録税法の一部改正)

第十九条第二号ノ六中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

(印紙税法の一部改正)

9 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ四ノ二中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

(所得税法の一部改正)

10 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

(法人税法の一部改正)

11 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

(地方税法の一部改正)

12 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

13 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

14 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

15 (公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正

律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

第五条第二項第二号中「及び北海道開発公庫にあつては北海道開発債券の発行の限度額」を「(北海道東北開発公庫にあつては、長期借入金金の限度額)に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 北海道東北開発債券の発行の限度額

第五条第三項中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に、「北海道開発債券」を「北海道東北開発債券」に改める。

○川村国務大臣 今回提出いたしました北海道開発公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び法律案の要旨について御説明いたします。

御承知の通り、北海道開発公庫は、北海道における産業の振興開発を促進することを目的として、昨年六月発足したものであります。自來約九カ月間、公庫の投融資業務はきわめて円滑かつ活発に運営され、本年三月末現在で貸付の内諸約八十億円、貸付実行約四十六億円が見込まれ、北海道の産業の振興開発に大きな寄与をいたしておるのであります。しかしながら、北海道の総合開発は、今後五カ年計画の線に沿ひまして一そりの発展が期待せられ、特に産業開発の面におきましては今後飛躍的發展を計画してまいります。

で、従つて、公庫の業務はなお一そり拡大強化しなければならぬものと考へる次第であります。

さらに、東北地方の資源及び産業につきましても、その現況、立地条件等から見て、北海道と同様、積極的に開発を促進することが緊要と考へるものであります。このため、産業振興上有望な企業に対し、長期の金融措置と民間資金の呼び水の役割を果す出資を行う必要があらります。このように北海道とおおむね同様の条件を有する東北地方の産業開発をはかるためには、現在においては、北海道開発公庫を拡充強化して、東北地方に対する投融資業務をも担当せしめるのが適當と存する次第であります。

以上がこの改正案を提案する理由であります。次に本法律案の要旨を御説明申し上げます。

法律改正の第一は、公庫の業務区域の拡大に伴ひ、北海道開発公庫の名称を北海道東北開発公庫に改めることであります。

改正点の第二は、本公庫に東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県)における投融資業務を行わしめるため、公庫の目的及び業務の範囲に東北地方を加へることあります。

第三は、公庫の業務拡大により、本店を現在の札幌市から東京都に移転することあります。なお、これに伴ひ、札幌市と仙台市にそれぞれ支店を設置する所存であります。

第四の改正点は、公庫に対する産業投資特別会計からの出資を十五億円増加し、二十五億円とすることあります。この資本金の増額は、北海道にお

ける産業開発を一そり積極的に推進することのほか、東北地方における産業に対する長期資金供給の義務を行うために必要とされるものであります。これに伴ひ、昭和三十三年年度には、十五億円の政府出資金と資金運用部からの借入金六十億円、政府保証に基づく債券発行による民間資金九十四億円を公庫の運用資金として開業金融を行わせる所存であります。

第五には、公庫の業務拡大に伴ひ、理事長を総裁に改め、かつ理事を一名増員することとあります。これによりまして、本公庫は総裁一名、理事四名以内、監事二名となるわけでありま

第六は、北海道及び東北地方における未開発資源の積極利用を促進するため、本公庫の投融資対象事業のうち、「石炭又は可燃性天然ガスの利用度の高い工業」を「石炭、可燃性天然ガス又はその他の未開発鉱物資源の利用度の高い工業」に改めることとあります。

改正点の第七は、債券発行の場合における資金繰りの円滑化をはかるため、新たに債券発行による調達資金の前借として短期借入金を行うことができるようにすることとあります。これによりまして、起債市場の事情等により債券発行が遅延する場合等におきまして、短期借入金により資金を調達いたしまして、公庫の業務の円滑な運営をはかつていくことができると考へるものであります。なお、公庫の名称の変更に伴ひ、北海道開発債券を北海道東北開発債券に改める所存であります。

最後に、本公庫の営業区域が東北地方に拡大いたします結果、東北地方に

○鈴木(周)委員　外国の比較を見ますと、合衆国では消費税が一貫目当り十
五円九十四銭、英國が十七円、西独が
八十五円、仏國はゼロ、日本は一貫目百
七十五円、こういうべらぼうな高いも
のでは、日本の砂糖大根を作っている
人ばかりがひどい目にあつておるよう
な考えを持つ。これは御参考までにし
て、ぜひとも消費税をとることはとつ
ても、戻す方法、すなわち輸出カン詰
業者に對しては戻しておる、あるいは
粉ミルクに對しては、その他の練乳に

対しても、砂糖の消費税は戻しておる。また米穀上からいへば、カンシヨ糖よりもいいという議論になる。こういうことを考えて、ぜひともこの実現をお願いしたい。

次に企画庁長官にお尋ねしたい。日本における現在の肥料の価格、特に硫酸ですが、これが非常に高い。これはいまだ少しく下げる余地があると思うのだが、その点に対してはせんだつて御質問申し上げたんですけれども、確たる御返答もなかつたようです。これは通産大臣だと逃げるかもしれません、企画庁としては、その原因を調べたところがあるかどうか。基礎材料に対しては、硫酸に對して二千何百円のような、あんな安いもので売っている。それを硫酸の値段に入れて農家に転嫁している。製鉄会社ばかりもうけている。こういうようなことも考えられるのだから、企画庁長官はこういう点に對して企画をしたかどうか、一つお尋ねしてみたい。

○宇田國務大臣 農業政策の中で一番重要な点の一つ、かように考えております。肥料に對するところの価格政策というものは、われわれは最も大事な施策として取り上げなければならぬ対象と思つております。ただ、肥料のコストのどの面を是正するのがいいかという点になりますと、国全般の産業政策の中でいろいろ複雑な関係があります。しかし、ただいま御指摘の点、硫酸その他に對する価格政策あるいは生産政策等のことも、もちろん考えなければならぬと思つておりますが、何といつても電力コスト、動力コストというものが、大きく影響してくると

思つております。従つて、そういう点につきましてもなお改善の余地はある、こういうふうにわれわれは考えております。

○鈴木(周)委員 企画庁長官にお尋ねします。日本における今日の最大急務は鉄と石炭と電力だと、この前の委員会でも企画庁長官が言つておる。日本における鉄の埋蔵量は、すなわち硫酸鉄までまけて、どのくらいと予想されておるのでしょうか、それをお尋ねしたい。

○宇田國務大臣 硫酸鉄の埋蔵量はここに資料を持つておりませんので、あとで申し上げたいと思つております。

○鈴木(周)委員 最近におきます科学技術の進歩で、硫酸鉄から鉄をとるということが、事実行われておるようでありました。この間資料をちやうどいただいたが、百二十何万トンというものを今製鉄で使つておる。そういうようなことであるならば、硫酸までできて、そのあとにできるものであらうと思ふのだが、どれだけの鉄ができるか。やるべき筋にもはやなつておると思うのだが、特に宇田長官はその方の専門家であらうしやるので、どの程度まで今研究になつておりますか、なつておりませんか、お聞きしたい。

○宇田國務大臣 硫酸分を含んだ、硫酸分を含んだ鉄といふものは、われわれこれを加工し、第二次、第三次製品を持つていくのに、非常に質的にはよろしくないことは、御存じの通りであります。従つて、鉄の採算点から見ると、硫酸をとるのがいいのか、あるいは鉄鋼を抽出するのがいいのか、これは非常に長い間の論議の対象であります。しかし、ただいまの技術からい

きまして、現在の鉄鋼価格から割り出してみて、硫酸をとつたあとの硫酸滓から、要するに鉄鉄をとつていくというところは、必ずしもまだ私は採算点に合うとは思つておりません。それから、硫酸を少しでも含んでおる場合の鉄鉄及びこれによつて得るところのスクीलといふものは、われわれの第二次、第三次加工の段階において、これが好ましいものではない、非常に困る条件が生まれてくるのでありますから、御承知の通り、硫酸関係の鉄について、まだ十分採算の合うもの、間に合ふものといふふうには考えておりません。従つて、むしろ硫酸をとることによつて、硫酸滓をそのまま処分をして寝かしておく、むしろ別の鉄石でもつて鉄を抽出する方がよいいんです。

日本の国内にありますが硫酸鉄鋼関係では、鉄の含有率は低いのでありますから、その点においても、採算から申しますと少し弱点がある、こういうふう

に思つております。

○鈴木(周)委員 今いいお話を聞いたのですが、もしこれが可能ならどこまでできておる、可能なる状態のものが出てきた時分には、鉄の資源を開発する意味において、また硫酸その他を増産する意味においても、どれだけの援助を——今までの製鉄会社に援助したような意味において、企画庁では援助せられるかどうか。これは通産大臣とも御研究にならなければならぬと思ひますが、企画庁としては、そういう研究をしたことがあるかを一つお聞きしたい。

○宇田國務大臣 企画庁と申しますより、むしろ科学技術庁の中で、硫酸、鉄鋼については積極的に今研究はいた

しております。われわれは、日本の国土の中で、そういうものが非常に多いといふことがわかつておりますから、これは何とかして工業採算ベースに乗せまして、そうして硫酸をとつたあとのかすを、むしろ新しい鉄鋼資源として活用するといふことは、これはどうも技術的に解決しなければならぬものである。もしこれが採算ベースに合ふものであるならば、特別に通産省その他とも話し合ひしまして、試験研究ないし助成方法はもろろん考えていかなければならぬ、こういうふう

に思つております。

○鈴木(周)委員 ただいまのお話によりますと、技術庁の問題であるからよくわからぬと言ひますが、しかし企画をする上においては、企画庁としてはそれだけの私は考えなければならぬと思ふのであります。特にこの点に對しては、強い意味において早くこれを実用化されるように私たちは希望して、私の質問をこれで打ち切つておきます。

○五十嵐委員 渡邊徳藏君。

○渡邊(徳)委員 私は、きよりは特に北海道開発、国土開発の諸問題について質疑をいたしたいと存するのでありますが、冒頭に、川村長官に一つ所見を伺いたいと思つてあります。それは本曜日の二十八日にここで国土開発特別委員会の最初の委員会が開かれたわけでありまして、本曜日には宇田長官もいらつしやいました、非常に精密な所見を伺ひました。私は宇田長官がよく勉強していらつしやつて、特に愛知委員からの質疑に對しても、非常に懇切丁寧な答弁をされておりますが、敬意を表したわけでありまして、同じ岸内閣の閣僚であります川村長官

の方は、長官になられてはもう七十余日も経過をいたしておるにかかわらず、一体どういふ大臣の所信を持つておられるのか、いささかも大臣の所信の表明がなかつたわけでありまして。私は驚きまして、お話の直後、速記をとつて読んでみたのですが、一分間のごあいさつであつて、しかも何も大臣としての所見も政策も盛られておらないのであります。岸總理といへども、所信表明には四分余りかかつておるのですが、吉田茂さん以上に不親切な大臣のごあいさつであつたわけであり

す。しかも、大臣としてのあいさつも、法案提出に對するところの態度も、いささかも述べられておらない。まことに驚き入つた大臣あいさつを承つたわけでありまして。

そこで、一つ大臣に特にこの際明確にしたいだきたいのは、北海道の総合開発計画に對しまして、かつて第一次五カ年計画はどういうような状態になされてきたのか、その第一次五カ年計画といふものは、所定の計画から見ると、どういふ成果が上げられたのか、また第一次五カ年計画を実施した結果として、どういふことが學びとられ、どういふことが反省されなければならぬのか、その第一次五カ年計画を終えて、第二次五カ年計画に入る初年度として、第一次五カ年計画のそれぞれ

をここで一度具体的に明らかにしてもらいたいと思うのであります。それによりまして、逐次質疑いたしたいと思ひます。

○川村国務大臣 お答えいたします。

まことに長期にわたりまして礼を失しておりましたことに対しては、深く陳謝いたします。

第一次の五カ年計画につきましては、遺憾ながら電力以外はほとんど見るべきものはありません。電力だけは幸いに一四〇の実績を見ました。その他のものにつきましては、あるいは五〇％、あるいは七〇％というふうな状態でありまして、実績を上げ得ないことは、まことに遺憾とするところであります。しかし、これが基礎となりまして、第二次五カ年計画に對しましては、予算面にも現われまして、非常に、非常な計画を立て得るものであります。この計画が幸いに実施されまして、御期待に沿うような結果を見るであらうというふうな確信を持つておる次第であります。

○渡邊(總)委員 北海道開発の基本的な施策として、第一に問題になつてきておりましたのは、産業開発の原動力としての電源開発の問題、第二は開発の主要な基礎施設中、特にその基礎施設として先行すべき道路、港湾、河川等の整備及び拡充をするということ、第三は食糧増産の問題、第四は開発の基本調査を行う、こういう四つの柱を立てて、昭和二十七年を初年度として、北海道開発が進められたわけでありまして、従つて、この開発がどういふように行われているかということによつて、第二次五カ年計画の策定が重大な問題になりますし、また今年新たに国

会にこれから提出をせられるであらうことが予想されます。東北開発促進法その他の開発計画の実施にも、北海道の成果というものは非常に大きな影響を及ぼすわけでありまして、この四つの支柱がそれぞれどういふ関連において実施されてきたのか、しかもそれがどういふ形で成果が上らなかつたのか、こういう点についての過去五カ年の間の自己批判をお伺ひいたしたい。この点について明らかにしなければ、次の質疑が続けられないわけでありまして、その点について、なぜそうであつたのかという理由を明らかにしていただくかと思ひます。

○川村国務大臣 私、まだそこまで知識がありませんので、政府委員から説明させていただきますと思ひます。

○渡邊(總)委員 それは困りますよ。私は大臣に質問しているのですから、大臣に聞きたい。

○川村国務大臣 たつて私からとなれば、少し研究させていただきますと思ひます。

○田上政府委員 ただいま大臣のお言葉によりまして、私から渡邊委員の御質問に對してお答えを申し上げたいと思ひます。

北海道の第一次五カ年計画の構想につきましては、ただいま渡邊委員からお話があったように、第一に産業開発の原動力となる電源開発、第二に開発の重要な基礎施設中、特に先行せられるべき道路、河川、港湾等の整備拡充、第三に食糧の増産、第四に開発の基本調査、こういう目標を掲げまして、昭和二十七年から本年度三十一年度の五カ年を開発期限といたしまして、具体的な計画を立てて、その実

現を期したのであります。しかしながら、その結果はただいま川村大臣からお答え申しました通りに、電源開発の点については一〇〇％に達しましたけれども、また住宅の点につきましては、やや目的通りに進捗いたしましたのであります。その他の点につきましては、大抵の表現をいたしますと、約半分の実現しか見なかつたという結果になつております。これらの成果が思ひなかつたという点につきましては、いろいろ個々に原因はござい

ますが、大体申しますと、国の財政的な事情から、予算の獲得が十分でなかつたという点にあるかと思ひます。であります。しかしながら、他のいろいろな国の立てます計画につきましても、たとえば治山治水のごときは非常に重要でありますのに、今日実現しておりますのは三分の一程度で、計画を改めなければならぬというふうなものがあります。日本の財政上からいいますと、この北海道開発の五カ年計画が一次において十分進まなかつたのも、ほかの各計画から見ると、さういふ結果であつたとも考

えておりません。しかしながら、当初の五カ年計画がかかる成績であつたというところは、もちろんまことに遺憾に存するのであります。三十二年度から三十六年度までの第二次の五カ年計画におきましては、今日までの実績に徴しまして、より一そう実現性のあつた計画を立てたい。なお過去の実績を考慮すると同時に、今日の情勢は、五

年前の情勢とはいろいろと變つております。点もありますので、その点につきましても、十分計画を基本的に考え

直すという必要を感じまして、これらの各観点から、新たに第二次の五カ年計画につきましては、慎重審議をいたして、ことに北海道開発審議会におきましてこの問題を熱心に取り上げ、地元各機関の意向も徴しまして、今日第二次の五カ年計画の骨組みを作り上げておるのでございます。

その基本方針をいたしましては、今日まで継続して参りました産業基盤の基礎となる各種の設備、道路、河川、港湾等の設備をございまして、そのほか交通、通信の設備と、国土保全の施設、食糧増産のための施設も加へまして、今後一そうその実現を期していきなさいということ、これを第一に取り上げておるのであります。しかしながら、新たな第二次五カ年計画の出発をいたしましては、すでに第一次五カ年計画を立てる際にも、その点に

触れております産業の飛躍的躍進であります。第二次産業を中心とする鉱工業の飛躍的伸張を中心として新たに開発をいたすというのが、第二次五カ年計画の特徴であらうかと思ひます。そのほか、これに関連いたしまして、開発に重要な関係を持つております文化、厚生、労働の施設等も新たにこの計画の中に取り入れておりますのも一つの特徴であらうかと思ひます。

こうして三本柱の計画で、第二次五カ年計画の出発に當つたのであります。その目標は、先日川村大臣から端的に申されました、二十九年度四千百九十億の総生産額でありますのを、六千七百七十六億の線まで、約六二

の進展を期待しておるような目標を具

體的に立てておるのでございます。そしてその結果は、第二次産業を中心といたしまして、あるいは第三次の産業も当然発展をいたしますので、これを重点といたしまして、人口は今日よりも七十五万人をふやしまして、五百五十万に到達することを期待いたしておるのであります。人口増加の問題につきましても、いろいろ議論があつたのでございまして、過去の実績に徴し、厳密な批判を加へまして、五百五十万の人口を期待するという結論に達したのであります。しかしながら、この第二次五カ年計画が実現いたしますと、三十六年度になりますと、産業の基盤も進みますし、同時に、飛躍的に産業、鉱工業の発展が参りますので、この機運に乗りまして、第三次五カ年計画においては、人口の増加も相当大きなものが期待し得るという確信を添えておるのでございます。

しからば三十二年度予算の状況は、第二次五カ年計画の初年度としてどういふふうであつたかということをつけ加えて申しますと、御承知の通り、先日御説明いたしましたのが、三十二年度の北海道開発関係の予算は二百三十一億でございまして、これに公庫の資金ワケといたしましては、北海道分が運用資金全部といたしまして二百二十四億でございまして、これらの数字から見まして、五カ年計画から判断をいたしますと、大抵初年度の予算としましては、順調な進み方を期待し得るのではないかと考へるのであります。すなわち、五カ年を通じまして、公共事業費に千五百億の予定をいたしておりまして、これを五年に平均いたしまして、三百億になるわけでございます。三

百億の予算に對しまして、今申したような状態であるならば、大体初年度の第一の踏み出しでございまして、この程度でありますならば、将来五カ年にわたる進路といたしましては、一応実現性のある——第二次五カ年計画は実現し得るという、大体の希望を持ち得るものであると考えるのでござい

概要でございますが、私から、以上、北海道開発の第二次五カ年計画を中心としての説明を申し上げた次第であります。

○川村国務大臣 不十分ながら、わかつておる分だけ、私から御報告申し上げておきたいと思ひます。

まず交通網の整備を取り上げております。この交通網の整備につきましては、いわゆる道路の整備十カ年計画という案に基づきまして、主要な幹線道路を舗装する。札幌—旭川の間、これを舗装道路にしまして、今後三カ年間に完成し、札幌—室蘭間は舗装二カ年の完成計画であります。釧路—帯広間の改修舗装は、三カ年間でこれを完成し、もう一つ計画であります。それから冬季交通の問題につきましては、非常に困難がありますけれども、少くとも幹線道路については、冬季交通に支障なからしむるため、除雪の完備をする。函館—札幌、旭川—網走及び札幌—釧路間を優先的に実施してみたいと考えております。開拓につきま

次は、港湾の整備拡充は、室蘭、釧路、阿部港を最も重点的に考えております。函館、小樽、留萌、この港湾の整

備には十分な拡張を期待いたしてあります。地方港湾もまた急速に整備しようと考えておるのでありますが、苦小牧港の造成につきましては、特に注意を払っていききたいと思つております。鉄道の面、これは石炭車及び貨車の増加をはかりたいと思つております。室蘭線及び函館本線の複線化、これは内地のそれと相待ちまして、でき得る限り早く着工したいと思つております。

寒地農業の普及につきましては、ただいますでに触れておりますが、土地条件の整備、明渠の排水、暗渠の排水、客土の研究、防潮、防風林の整備等も十分に手を尽したいと思つております。土地の改良の問題も同様でございます。

次に適地適作、合理的な農業方式というものを確立いたしまして、立地に適応した農業方式を指導しつつ、充実したい。さらに酪農の振興、肉牛の奨励に力を尽してみたいと思つております。

石狩川の流域の総合開発につきましては、これまで十分に推進の決意を持っております。寒地農業につきましましては、今次長からも御説明しましたので、省略いたします。

治山治水と河川の改修につきましては、大きく取り上げております。すなわち石狩川、十勝川、天塩川等の治水を考慮いたしております。なお特殊河川の指定を拡大いたしまして、農地造成の促進をはかつております。河川の総合開発事業もまた調査の進行中でござい

は、国費ででき得る限り炭鉱を深く掘り下げてみたい。北海道開発庁内に地下資源の調査所を設けまして、これが善処をすべく、研究いたしてあります。以上でございます。

○渡邊(徳)委員 大へんありがたい項目を大臣あるいは次長からたくさんあげていただいたのですが、もつと根本的に北海道の開発について所信を明らかにしていただきたいと思つております。

先ほど私は北海道開発の基本計画の四つの柱を指摘いたしましたのでありますが、これを要約すると、鉱工業の開発による労働人口の吸収に対する態度、農業改良その他によります食糧増産を押し進めること、第三点は、こうしたものを通しまして、北海道に居住いたします住民の生活の向上を促進すること、こういう三つのことになると考えるわけでありまして。

そこで、その第一の鉱工業の開発を通過しまして過剰労働人口を吸収するといふ問題について、大臣の意見を承わりたいのですが、当初、昭和二十七年に第一次五カ年計画を策定いたしまして実施に入りますときには、当時の人口に對しまして、五カ年間に百六十万人の人口の伸びを見て計画に入つたわけでありまして。

実際の問題になりまして、三十一年度の末の統計を今持つておりますので、三十一年度末の統計によりまして、人口の増加は五十五万程度しかないわけでありまして。百六十万人の人口増加を予定いたしました第一次五カ年計画が、五十万人にとどまっております。しかも五十五万人の人口のうち、四十三万程度までは自然増加による人口の増大であります。死亡率が少くなつ

たので、人口の自然増加によつて、約四十三万が増加したといわれております。残る七万ほどの人口は、社会的増加によつてであります。その社会的増加の大口のものは、自衛隊が北海道に広範に駐屯して、五、六万もふえたという事態から発生いたしているのではありません。五カ年計画を中心いたしまして策定した労働人口の増大、人口の北海道への吸収ということがどこで一体なされたのか、どういふ形でこの政策が実現したのか。ことに、人口の収容力の伸びのどまらな現状の中において、第二次五カ年計画におきましては七十万名の増大をはかり、この計画が発表されておるわけでありまして、一体第一次五カ年計画において、人口の伸びがどういふような状態に終つたといふことは何に基因するのであるかといふこと、これを基礎にして第二次五カ年計画において五十五万、約七十万から七十五万人の人口の増大をはかり、この点を一つ明確にいたしたいと思ひます。

○田上政府委員 私からお答え申し上げます。第一次五カ年計画におきまして、人口六百万を計画いたしまして、ターゲットをいたした点につきまして、ただいま渡邊委員から御批判的なお話があつたのであります。これは御指摘になりますように、当初相当大きい人口の増を予定したのであります。実際上は五十五万程度の人口増であつたのであります。これは当初の計画が、希望的な人口増であつたといふ非難は免れないと思ひます。しかしながら、何とかこういふ線で行きたいといふこと

で、努力したことも事実でございまして。五十万人の人口増は、御承知の通り北海道は、自然増加の傾向につきましまして、全国で最も増加率の高いところでございます。自然増加を包容したにすぎないといふことも言えるかも知れませんが、しかしながら、同時に社会増も相当あつたのでございまして。ことに、統計の上でどういふ結果になりました点につきましては、終戦直後おそらく三千万以上の引揚者で、人口が非常にふえた。統計表を見ますと、昭和二十六、七年あたりは、社会増の点を見ますと、逆に北海道から出て行つた者が多くなつておるやうな数字になっております。これは終戦後、引揚者等で急速にふえたものが、その後朝鮮ブームその他の関係もありまして、内地の方へ戻つて行つたといふ数字から、おもにこういふ結果になつたのであらうといふことが、大体定説的に論ぜられております。おそらくさういふことで、一面北海道に入つてくる者が相当ありましたが、同時に、出て行つた者が非常に多かつたといふ事実から、一時社会増が減つたといふ事実も出たのであらうと考えております。しかしながら最近におきましては、社会増は、實際上二万あるいは三万近い数字が増加されつゝあるものであります。これが自然的な情勢から、将来もこの傾向は続くものであり、ことに第二次五カ年計画の実現の仕方によりましては、相当社会増がふえていくものである、こう予想されるのであります。そういう点から第二次五カ年計画におきましては、五百五十万の数字を見ておるのであります。一方、全体計画から事業を一応積み上げて、

それによつての人口増をはかり、また一面、御承知の通り大体五カ年計画の全体の総事業資金のワケは七千億円で上でございますが、そういう資金のワケから考えまして、大体資金の傾向から各個人々々の所得、あるいは各事業の健全なる伸展を考慮いたしまして逆に考えますと、やはり五百五十万程度の人口が実現可能なものと考えられるのであります。しかし、これとても無条件ではないのであります、この五カ年計画の推進において相当努力いたさなければ、五百五十万にそう安易に達し得るものとは考えておりません。

しかしながら、実際上過去の第一次五カ年計画におきましては、人口につきましては非常な計画のそごがございまして、第二次五カ年計画におきましては、実現性のある堅実な予想といたしまして、五百五十万に人口増を期待いたしておるような次第でございます。

○渡邊(徳)委員 非常に奇怪な答弁を受けるのであります、北海道の人口の移動がこういう状態になつたのは、何か朝鮮動乱による影響を受けておる、それが社会的通念である、こういうお話であります。まことに意外な説明を承るわけでありまして、これは具體的な例を一つ申し上げますと、終戦直後から北海道に農業入植が非常に奨励されて、開拓民が北海道へどんどん入れられて参つております。ところが、この数字を検討して見ますと、昭和二十七年、北海道開発五カ年計画の初年度における北海道の農業総戸数と申しますのは、二十三万七千戸あるわけでありまして、ところが三十年の末になりますと、人口の社会的増加に

よつて、当然農業戸数もふえなければならぬ、理屈なのであります、北海道の農業総戸数は二十三万四千戸、あべこべに三千戸減少しておるといふ統計が出ておるわけですが、もし私がここで御披露申し上げた統計の数字が間違つておるとすれば、是正いたしますが、もし間違つていないということになりますと、一体それはどういふことになるのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

重ねてこれに関連して申し上げますが、そこでこの二十三万七千戸の農業戸数のうち、この十年間に北海道に入植した開拓農家の戸数の動向はどうなつておるかということを見てみますと、戦後、北海道開拓事業が進められて十年のうちに、一応北海道に入植をいたしました農業戸数と申しますのは、四万八千四百八十八戸という数字を示しております。ところが、このうち、一たび北海道へ入植いたしました者が、この十年間のうちに離農した者の数は、一万三千五百五十二戸という数字を示しております。そういたしますと、戦後の開拓入植者から比較いたしますと、その離農率は三三・二％という膨大な数字を示しておるわけでありまして、約三分の一というものが十年間のうちに北海道から移動しておる、こういう数字が出てくるわけでありまして、四万戸のうちで、一万三千五百五十二戸が離農いたしましたので、残つた定着した者の数は、二万七千七百九十六戸という数字を示します。ところがもう一つ突っ込んで、二万七千七百九十六戸という開拓農家で、定着した者の分類をいたしますと、このうちで、北海道の次男、三男その他人口移動が行われてお

らない、道内で入植いたしておる者を除いた、道外から来た者で、定着した戸数が幾らあるかと申しますと、六千九百五十五戸、こういう数字をこゝで示しておるわけでありまして、従つて開拓農家の移動率が非常に激しい、こういう実情が出てくるわけでございます。ここで、もつと一つ根本問題で触れなければならぬのは、朝鮮ブームその他の事情によつて移動したというより、簡単な表面的な理由で解決つけられるものかどうか。そこで私が冒頭に申し上げた、北海道開発の基本的な理念がどこにあるかというこの問題なんです。ただ北海道に過剰人口のけ口を求めるとか、七十万歩と称せられる未開発農業地帯があるから、泥炭地であらうと何であらうと、そこへ人口をぶち込めばいいのだ、開拓農道もつけなければ何もしない、学校の施設も何もしない、医療設備も文化設備も何もいらないで、移民政策でなくて、棄民政策をいたしておる。そこで私は、やはりこの中で基本的な考えなければならぬのは、北海道に居住する道民の生活向上という政策が伴わなければ、この北海道第一次五カ年計画にしろ、第二次五カ年計画を設定しても、それは決して北海道に人口が定着をして、北海道の土にならう、この土地に住みよい土地だ、この土地で自分たちは子々孫々まで暮らそう、というふうな決意を鈍らせる根本的な原因がどこにあるのだ、それは、いわゆる住民生活の向上をはかるといふ基本的理念が欠けておるところに、こういう問題が露呈してきておるのだ、こう私は考えますので、大臣の明確な所見

を伺いたいと思ひます。

○川村國務大臣 御意見はきわめて適切でありまして、お尋ねになる点ももつともだと存じますが、これは十分に研究した上でないと、御回答はできないと思ひます。

○渡邊(徳)委員 この根本的な理念が明らかにならなければ、第二次五カ年計画の策定は絵にかいたもちになつてしまふのです。このことが明らかにならないと、だめなんです。今さら研究しなければならぬのなら、大臣をやめて下さい。とても間に合ふのです。北海道民は火がついておる。こういう住民生活の中では、幾らこういうふうな形で水をさしても、開拓の基盤が明らかでないから、どんどん道外へ流れ出てしまふ。こういう根本問題が何かということ、大臣が所見を明らかにできないということはないと思ひます。もう一度、調査研究でなしに、なぜこうなつたのか、このことを明らかにしていただきたいと思ひます。

○田上政府委員 渡邊委員のたゞいまのお話、ごもつともでございます、結局、農業移民が定着をするには、現在の生活安定といふことが重要な問題であるという御意見、ごもつともであると思ひます。この人口の問題に關連して、特に開拓農家に対する施策というものは、実に深刻な諸問題があるわけでございまして、ただいまお話もありましたように、大体現在の開拓農家数は二万七千といふことを踏んでおりますが、これらの既入植者の生活は、ことに昨年のようなはなはだしい冷害に遭つておる、深刻な問題になつてきておるのであります。これをどうすれば

ばよいかという問題であります、すでに五カ年計画におきまして、この問題を取り上げておるのでございまして、その第一段としまして、本年度の予算におきまして、新しい入植者よりも、むしろ既入植者の対策といふものにもう少し力を入れなければならぬ。それにつきまして特に申し上げたいと思ひますのは、根拠におけるパイロット・ファームの計画でございます。これは国費を大きく取り入れまして、かりに三千歩でございまして、具体的な入植計画を立て、基本の建設工事を急ぎまして、そうして、抜根等も政府の力によりまして機械開墾をやる、そうして営農につきましても、具体的な個々の適切な計画を立てまして、これの実現を急いでおるわけでございます。すでに開墾に必要な基本的な農道、あるいは土地改良等を設けいたしました、そこに基本的な設備ができたところに入植するということでございますから、これらの入植の成功は、今日の段階においても大きな希望をかけておるのであります。これをむしろ制度化するといふことが、一つの大きな問題であらうかと思ひます。このパイロット・ファームの体系をもちまして、将来他の地域にこれをどうやっていくかということが今後の課題であらうと考へるのであります。なお五カ年計画におきまして、もう一つこの点で考へておりますのは、開拓地につきましても、文化、厚生、労働施設をこの方面に考へて、将来計画を進めていくといふのでございまして、この点も渡邊委員のたゞいまおっしゃいました対策の一つとして、すでに取り上げられ

ておるようなわけでございます。今後この点につきましても、なお具体的に研究し、これが適切な措置を講じていくべき問題も多々あるかと思つておりますが、よろしく御指導いただきまして、その万全を期して参りたいと思つてでございます。

○渡邊(徳)委員　そうすると、人口の社会的減少、移動というものが、必ずしも朝鮮動乱のブーム等のようなもののみによらず、開拓政策、開発政策それ自体の中にも、そういうようなものが含まれておつたのだということをお認めになりますか。

○田上政府委員　私が朝鮮ブーム等と申し上げましたのは、過去における人口の社会増が、逆に減つておるといふ数字の説明の理由に申し上げたのであります。しかしながら開拓農家が、一応入つたものが生活しかねて、また去つていったというには、いろいろな原因が個々について考えられるのであります。そのうちに既入植者の設備、ことに基本的な農道であるとか、あるいはそのほかの営農指導等に欠けるところがあつたということも、その原因の大きな一つであるということを考えておるのであります。今後これらの対策も十分考慮されなければならぬということをはつきり申し上げる次第であります。

○渡邊(徳)委員　川村さんが国務大臣になられて、北海道開発庁長官になられてからの問題であります。この北海道開発に關連いたしまして、三つの重要な文書が社会的に出ております。第一の文書は、一月十六日に発表されました松永安左衛門氏を委員長とする産業計画会議におきまして、北海道の

開発はどうあるべきかという題で、この産業計画会議におきまして討議されました意見書が広く関係方面に送付されておるわけでありまして、まず第一に、この松永安左衛門氏を中心とする産業計画会議の、北海道開発計画はどうあるべきかという意見書に對しまして、北海道開発庁長官の御意見を明らかにしていただきたい。

○川村国務大臣　北海道の開発はどうあるべきかという問題につきましては、豊富な開発資源を開発いたしまして、わが国の自立経済の達成と、人口問題の解決に寄与しようというのを目的といたしております。第一次五カ年計画におきましては、産業発展のための道路、港湾、電力等の基礎施設の整備を重点的にかつてきたのであります。さらに昭和三十三年から始まる第二次五カ年計画におきましては、産業振興の基礎たるその基礎施設の整備強化をはかり、この問題を続行いたしたいという面でありまして、この基礎の上に、各種の産業を飛躍的に発展せしむることにいたしまして、計画の当初から、農業開発も重要ではあります。むしろ主として第二次、第三次産業を振興して、産業を高度化して、これによつて人口の収容をはかることにいたしておるのであります。なお産業計画会議におきましても出したような、北海道の開発は食糧増産を重点とし、農業入植による人口の吸収をはかることを主たる目的としておるといふことをいわれておるのであります。決してそうした考えばかりではないのであります。また北海道の開発は、北海道が日本経済に寄与し得る点を明確にいたしまして、国の経済全体の一環として計画し、あくまでも経済効果で割り切つた態度であるべきであると指摘いたしておられます。こうした事情によりまして、開発に経済的合理性を強く打ち出すべき趣旨には賛意を表しておられますが、開発には、国家政策的諸種の観点からして、経済効果のみでは割り切れないものがあるものであります。その点も考慮しなければならぬと考えております。

○渡邊(徳)委員　この産業計画会議は、公的機関ではありませぬので、あえてこの文書の内容その他について、ここで大臣にこれ以上申し上げることは避けて、他の場合に譲りたいと思つて、

そこで第二点の重要な文書と私が申しますのは、昨年十一月六日から四日間にかつたしまして、行政管理局長官の諮問機関であります公共事業特別調査委員会と申しますものが北海道を調査いたしておられます。この委員長は御承知のように河合良成氏であります。そこでこの河合良成氏の一行は、調査いたした結果、行政管理局長官に對しまして、諮問機関として意見書を送付いたしておられますが、その意見書の内容につきまして御発表願います。

○川村国務大臣　この問題につきましては、先般政府に提出された公共事業、特別調査委員の答申のうち、北海道開発関係の部分のおもなるものは次の通りであります。その第一は、北海道総合開発第一次五カ年計画の達成率に對するものであつて、公共事業の実施率が五四％であり、開発の最大目的である人口収容の達成率においては三四％にしかすぎないのであります。そ

の第二には、日本経済の環境が北海道開発法を制定した当時と大きく變つて参つておりました。国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するという開発法の目標は、変更を必要とするのではないかと趣旨になつております。第三は、北海道総合開発推進上、基本となる諸種の調査研究は重要であるから、これを促進せよという趣旨の意見であります。その他個々の事業についても、いろいろ御意見はあつたのであります。主として右の三件に對する意見を申し上げておきたいと思つて、

○渡邊(徳)委員　北海道開発庁は、二月六日になりました。行政管理局に對しまして意見書を提出してあるようであります。出しておりませんか。

○田上政府委員　提出してあります。

○渡邊(徳)委員　その内容を一つ明らかにして下さい。

○田上政府委員　その内容は相当多岐にわたりますが、私から順を追つて、おもなもののだけ申し上げておきたいと思つて、

この行管の公共事業特別調査委員の方は、数日にわたつて北海道を御視察になりました。その結論としていろいろな点を指摘しておられます。おもな点は、今川村大臣がおつしやいました三點なのであります。具体的な問題にも相当触れておるのであります。まず第一に申し上げたいと思つて、この芦別ダム計画の変更について、この経費を著しく膨張せしめ、従つて、当初の計画とは遊離した事業効果となつておるもの、あるいは事前の研究

の不十分のため、事業完成後数年を経ずして機能に支障を來たしているもの、こういうものの代表例として、幾春別の総合開発事業における桂沢ダム、それから芦別ダムの計画の変更を取り上げておるのであります。この幾春別の総合開発事業は、実は計画の変更はいたしておるのであります。二十六年に着工しましたけれども、その後精密調査をいたしました結果、芦別ダムは、取水ダムとして桂沢ダムを高くして、そうして計画貯水量を確保するよう計画の変更をいたしたのであります。しかしながら、計画変更による事業効果は決して減少しておるものではありません。その効果は完全に確保しておるのであります。しかも芦別ダムの計画の変更は、着工前の変更であり、桂沢ダムにおいても、当初打設設備を変更するようなことがなくて、工事を完了しているものであつて、いわゆる手戻り工事だとかいうような、むだな工事は絶対にないものであります。むしろ、この計画変更によつて、事業費が節約されておるといふふうな益を見ておるのであります。指摘されたような計画変更による障害というものは全然ないのであります。こういうふうな明らかな誤りもあるものでござります。また、非常にごもつともな意見も、むろんいろいろあるものであります。たとえば地下資源の鉱床調査について、もつと十分に調査しなければいけない、それによつて鉱業の振興がもつと期待されるのではないかと、あるいは御意見、あるいは漁港の修築につきまして、工事費が幾何的に分散されておるといふふうな点、こういう点は一応御意見としてはもつともであら

る点

るかと思ひます。しかしながら、漁港にいたしまして、これは北海道の特殊な事情があるのであります。すでに御承知の通り、従来北海道は沿岸漁業というものを中心として、これに依存してきた歴史があるのであります。しかも従来の港灣施設がまことに不十分であるというふうなことから、戦後急速に沖合い漁業の発展を期さなければならぬというふうな事情から、それぞれの漁港を一そう強化整備していかねばならぬという実上の必要があるという点を、もう少し認識していただきたいかつた、こう考へるのであります。

また北海道開発の基本問題という相当地な問題につきまして、先ほどの松永安左衛門先生の経済産業計画会議ですか、その御意見にも同じようにあつたのですが、五カ年計画が、人口収容ということと、農業入植というものを中心として考へられてきたのだというふうに断定をいたしておりますけれども、これは非常な誤りでありまして、経済的な産業振興というものは、まず北海道の開発にとつては第一に掲げられ、これに伴つて人口が当然ふえていくことを期待いたしておるのであります。ことに、農業入植だけを中心として人口の収容をはかっているのが、北海道の従来の計画の主眼点だと断定しているところに、大きな誤謬があるということを申し上げておきたいと思ひるのであります。

それから具体的な問題で、苫小牧の工業港について相当激烈な批判があるものであります。苫小牧の工業港につきましては、こういふことを申し上げておきます。天然の良港たる室蘭港が至近の

距離に存するの、苫小牧に港灣を築成することは判断に苦しむというふうな激しい批判でございますが、これは私もいたしましては、室蘭港はむしろ非常に重要港灣でありまして、今日非常な躍進を遂げており、今後さらに強化整備いたさなければならぬ問題はいろいろございます。従つて、室蘭港は今後この地方の重要港灣として、ますます整備を急がなければなりません、しかしながら、室蘭港があるから、苫小牧工業港が要らないというわけにはいかないのであります。むしろ室蘭港を補充する、足らないところを補つていくという意味では、今日の情勢から、苫小牧港の併用を急がなければならぬのであります。その点につきましては行管の委員会と考へ方を異にいたしております。苫小牧工業港は大計画でございます。苫小牧工業港は数十万の人口を擁する大工業地帯を期待いたし、また臨海苫小牧のいろいろ恵まれた条件を活用いたしまして、単に港だけではなくて、工業地帯としての大きな計画を考へており、これによりまして、室蘭港、苫小牧港、ともに足らないところを補ひ合つて、ともに発展していくことを期待しておるのであります。

いろいろ問題もございしますが、大体そういう点は大きな問題だと思ひまして、これに對しまして、開発庁といたしましては、正当な判断、意見に対する所見をまとめまして、これを行政管理局に先日提出をいたしておきました。よりな次第であります。

○渡邊(徳)委員 幸い南條建設大臣が見えていらっしゃるの、伺いたいのですが、室蘭港と苫小牧港の關係

は、きわめて微妙な条件に置かれております。特に公共事業特別調査委員会が指摘するように、いろいろな工事が遅々として進まないというふうな問題は、だれでも認めておるところであります。ことに太平洋岸の砂浜に内港の築堤を設け、さらにその外に大きな築堤を設け、アイソトープを使つて砂の移動調査をいたしておる、まことにマンマンデーそのものであります。そして埋め立ての石は、爆発した昭和山から汽車で運んで海にほうり込んでおる。一ぺん築堤を築いてみたが、その築堤に砂が浸透するので、さらに鉄さくを設けてこれを防止しなければいかぬ、こういうふうなことで、すでに五カ年を経過していながら、非常に難工事であるといふことは、これは非常に問題であります。ことに北海道開発の途上におきまして、どこでも重点施策をしなければならぬときに、累年六、七千万円ずつの予算を国が投入しておる。今年は南條建設大臣の努力によつて、一億円を上回る資金を初めて投入いたしましたわけでありまして、このままではいけません、何十年かかつてこの港が完成するかわからない。しかも継続事業としてこれを打ち出しておらない。毎年々々同じ問題が繰り返されておる。こういうふうな状態でこのまま放置いたしますと、北海道開発の途上、このことは非常に重大な問題であると考えますので、関連いたしまして、一つ南條建設大臣の御所見を聞かしていただきたいと思ひます。

○南條國務大臣 私の選挙区の問題に関連した御質問で、まことに答弁に苦しみようなものもあるものであります。(笑聲) しかし室蘭と苫小牧との港灣施設についてのいろいろな世論の批判、また議会におきまして種々なる御議論のありますことは、今日に始まつたわけではございません。しかし苫小牧の工業港を最初に計画いたしました数年前、もっと先でありましたか、北海道というものの開発が、非常に大きな構想のもとに、ああいう計画が考へられたのであります。それが国の予算、財政との關係で、遅々として進まないことは、まことに私も遺憾とする点であります。私も北海道選出議員といたしましては、御承知の通り、国の予算にマッチするように、港灣の施設でも、道路でも、河川でも、いろいろ重要度からやるべきであるといふ今までの考へもありません。北海道には既設の重要港灣が、御承知の通り、函館でも、小樽でも、室蘭でも、釧路でも、留萌でも、あるのであります。こういうふうな港に早く施設をしても、要望が毎年あるにかかわらず、国の予算の關係から、これが不如意になつておりますのでこれらの既設の重要港灣の地元の諸君から、新しく苫小牧のようなどころにたくさん金を入れることは、必要かも知れぬが、順位のものを少し考へたらどうかという議論のありますことも、御承知だと思ひのであります。

さういふ点で、室蘭のごときは最近非常に貿易が盛んになりました。外国船の出入が日本でも二位か三位くらいになりました。關係から、これに對する港灣施設をするために、予算の要求をいたしても、十分でないといふようなことがありますので、いろいろ苫小牧と比較されて申されるのでありますけれども、そこで私も

は、この苫小牧の大きな夢と申します。北海道の大きな開発に対する夢を実現する上においては、これを何とかしてやらなければならぬという考へはあります。予算と財政とマッチしたような施設をすることが一番肝心であると考へまして、ともかくも船だまりと申しますか、千トンでも二千トンでもよろしい、とりあえず船が停泊でき、さうして多少の荷役でもできるような、まとまつた港にこれを早く完成さす、大規模な一万吨も二万吨も入るような構想のものはとにかくとして、ともかくも小規模の港を作りまして、国の財政のむだづかいをしないようにしたかどうかといふことを、最近献策しておる次第であります。この意味におきましては、私は、室蘭も苫小牧も、御承知の通り背後地があれだけの工場敷地と申しますか、日本の工業地帯といたしまして最も恵まれておるところでありますから、この両港が相携えて、北海道のこれらの今まで不毛の地ともいわれておるようなところを開発いたしまして、人口を増殖する、北海道の工業力を発達させるという方向に役立たせるようにしなければならぬと考へておる次第であります。

○渡邊(徳)委員 これは、私も大臣と同じ選挙区で、ここで八百長質問になるといけませんから、これで打ち切ることにいたします。(笑聲)

先ほど川村大臣に質疑いたしました、公共事業特別調査委員会の意見書に関連した問題であります。苫小牧港のよう具体的な問題とともに、もう一つこの委員会は、特別に国土開発

言を承わっております。その都度、部分的には処理いたすのでありますが、政府におきましても、根本的問題として、一般の基地についての固定資産税

度の予算に多少これを盛って、その解決の意思のあるところを示しておるのではありませんけれども、ただいまの御指摘のような問題につきましても――北海道は御承知の通り開発途上にあるので、国全体から、特に道路予算は、今までは、国全体と申しますか、北海道は東北地帯に比べれば、幾らか割合がよかったのでありますが、このたびの予算におきましては、特に北海道の道路というものについて重点を置いて、建設省は大蔵省と折衝いたしまして、相当額の予算を計上しておるのであります。今までも、国道につきましても、は、大体この数年來、橋という橋はほとんど永久橋にいたしました。道路も相当改良いたして、重要幹線は完全舗装に持つていくというふうなことで、自衛隊の一番多くおるといふ千歳一札幌間のごときは、安全保障費でもつて、御承知の通りよりなりつばな弾丸道路を作つてあるのであります。自衛隊の演習用のトラクターにいたしまして、あるいは自動車にいたしまして、どうしても永久橋でなければ通れないのでありますから、町村道のよう貧弱なところの木橋などは、実際に演習したくても、できないわけでありまして、それが今御指摘のようなところに入つて、そして地方の町村に重大な迷惑をかけておるといふ事象は、まことにまれなことであると思ふのであります。ところが、こういうような場所について、特にその町村長から中央に陳情がありまして、何とかこれらについては、町村の負担を軽減するように、またこれらの道路を自衛隊の基地においては特に考慮してもらいたいということが、しばしばございまして、私どもは防衛庁あるいは大蔵省とも折衝して、一つこれらの予算を別に防衛庁で出したらどうか、防衛庁は、いや大蔵省が認めてくれないから、ないというふうなことで、大蔵省とも、防衛庁とも、私の方で折衝いたしまして、大蔵省も、予算の許す範囲内においては、この問題も必ず処理しなければならぬ、このういふふうな考えでおるわけでありまして、将来は必ずこれらについてのめどをつけたらと思つておられます。

○渡邊(徳)委員 重ねて質問いたしますが、今年の予算におきまして、大蔵省に具体的に予算措置を要求した事実がありますか、ありませんか、そういふ努力はいたしておりませんか。

○南條國務大臣 政府委員から答弁いたさせます。

○富樫政府委員 問題になつております自衛隊の車両の通行する道路について、非常に損傷を受けて、道路管理者が困つておるといふような道路につきましても、防衛庁と協議いたしまして、全国のこれらの道路の集計をいたしまして、その集計に基きまして、実は大蔵省に要求いたしましたのであります。これを特別な予算として認められるに至りませんでした。しかし、これは將來におきまして、かような道路についての予算措置が必要であらうと思ふので、先ほど大臣の申されましたような解決を見たいという考えで、努力いたそうと思つております。ただ、とりあえずの問題といたしましては、本年度の予算の中で、これらの道路に対して必要な補修費は考えたいと思つておるわけでありまして、なお具体的に道路管理者並びに防衛庁と折衝いたしまして、これらに對して善処いたしたいと考えております。

○川村(善)委員 先ほど建設大臣から道路の問題について、近い將來において国道を舗装するといふことを言われておりますし、それから函館で陳情を受けた際にも、そのような意見を述べております。ところが、先ほど川村北海道開発庁長官は、産業開発の基盤をなすものは道路である、は港灣その他改修等が先決だといふことを言われておられます。そしてその理由をあげまして、札幌―岩見沢間は何年間に舗装する。札幌―室蘭間は何年間に舗装する。札幌―室蘭間は何年間に舗装するといふようなことを言われておられますけれども、私は、まづ中だけ舗装いたしたとしても、いわゆる人間であるならば、身体だけ健全にいたしたとしても、やはり足も手も首も健全にしなければ、交通網といふものは完備したものとは思われません。従つて、若干この御答弁に食い違ひがあるようにございまして、建設大臣はいわゆる全国道を一日も早く、あるいは十年計画といわれておりますが、それによつて舗装するといふ御意見でござい

ますが、開発庁長官の方は二方所だけ特にあげられておるのであります。こ

ういふ点は、川村長官は、やはり全国の国道をまずもつて何年間の計画で舗装するといふ建前の一環として、その地方をやるということであつて、必ずしもこの二方所ばかりではない、やはり全国の国道を舗装するといふ建前をとつておるのでございまして、お二人の御意見をはつきりしておかぬと、とかく今までの北海道開発の事業促進といふものは、道中あるいは道北に主体が置かれておるといふたやうな非難も

ありますから、その点をはつきりしていただきたので、双方から御答弁をお願いしたいと思つたわけであり

ます。

○南條國務大臣 ただいまの川村委員の御質問は、道路に關することのようでありまして、開発庁長官よりも建設省の方が責任があると思ふので、建設省の方から御答弁申し上げます。建設省といたしまして、今度三十二年度の予算には、本年度から比べますと、道路予算を大幅に増額要求いたしてあります。それは、今までの五カ年計画を改訂いたしまして、今年から十カ年の間に、全国の一般国道が約九千二、三百キロございまして、これを全部完全舗装しようといふ計画でありまして、その一環として、明年度の予算もそれに準じた増額要求をいたしてありますので、川村長官は、どういふ御答弁をしたか知りませんが、おそれなくは、そういう意味において申されたことと思ひます。今後は札幌―岩見沢間、あるいは岩見沢―旭川間、これも今継続いたしておりますが、これをできるだけ早く舗装を完成するようにしたい。それから三十三年度線と申しておりますが、室蘭―千歳間の今継続中のものは、早くこれを完成したい。また函館―長万部間の五号線につきましても、順次これを完全舗装するように計画をいたしておるのでありますから、近い將來において必ずその方向に参ると存じますので、どうぞ御了承願ひたいと思ひます。

○北山委員 私は東北開発の問題について伺いたしたのでありますが、いわゆる東北開発に關する三法ですが、その中で北海道開発公庫法、東北開発公庫

法、これだけは出たのですが、あとの二つ、開発促進法あるいは東北開発株式會社法ですか、その見直しはどうなつておるのでございましょうか。東北開発株式會社の方は、従来の東北興業が建設省の管轄でありまして、その見直しと、それからこれは当然政府案として出てくるだらうと思つたのですが、管轄に移るといふような話もありまして、そのようになつておるかどうか、それらの点の見直しを伺いたい。それからもう一つは、これは経済企画庁でいいのですが、開発促進法の方は政府提案として出されるのかどうか。要綱なども一応プリントをいただいておられますけれども、どうなのか。その辺もあわせて企画庁の方からお答へ願ひたい。

○南條國務大臣 お答えいたしますが、東北興業株式會社のことでよろしゅうござい

ますか。――従來東北開発のために、東北興業株式會社といふものが、長く東北の産業資源開発の任に當つておつたのであります。それで、このたび東北の開発といふことも非常に重要であるといふことから、党にも開発特別委員会がございまして、それらの御意見によつて、公共事業による事業も、この興業株式會社をしてせしむるようになつてい

るやうなことから、それならば、名前を開発株式會社に直したらよろうかといふこととて、従つて、資金も政府が五億出資いたしまして、その五倍の二十五億円の社債発行ができるというところを大蔵省が認めまして、この二十五億の範囲内で、とりあえず三十二年度は、いろいろな地下資源なり、あるいは地盤ダックの問題なり、その他産業開発の面につい

て、

て、

て、

て、

て、

て、東北興業会社がこの用に当るといふことになっておつたのであります。今までの監督は建設省がこれに當つておつたのでございますが、今度のこの改正案によりまして、公共事業の事業も開発会社をしてせしめるということになる關係から、そうしますと、あるいは通産省においては地下資源の關係があり、港灣においては運輸省の關係、また土木、土地改良等の問題については農林省に關係があるというようなことで、建設省がこれを一本で監督するといふことは、いかにも實際に沿わないというやうな議論が閣内にもありましたために、これを共管にしたかどうかといふことがあつたのであります。しかしながら、こゝういふやうなことを各省が共管にするといふことは、お互いに力が薄らぎまして、ほんとうの目的を達することができないという強い主張を私もいたしました結果、それならば、経済企画庁が東北開発について全体に審議會を持つておることであり、またその企画もすることであるから、この際は経済企画庁にこの東北開発会社の監督を一任して、そして総合的に東北の開発をしてもらうことが実情に沿うだらうといふことになりました。各省も了解いたしましたので、建設省の監督権を経済企画庁に移すことに相なつたやうな次第であります。従ひまして、そゝういふ建前において、今国会にこの法案が提案されると存するのであります。以上がただいままでの経過でございます。

○北山委員　もう一点だけ大臣に伺います。そうしますと、現在の東北興業の事業は全部引き継ぐということになると思ふのですが、昨年きまりました

例のセメント工場の事業はどの程度に進行しておるか。これは岩手県の松川に工場を作るといふので、敷地等の準備は進んでおるやうでありますし、資金などについても、開発銀行から九億円でありましたか、相当な金が出るというところに予定されておる。それらの資金の方はどうなつておるか、あるいは機械はドイツから買うことになつておりますが、その機械は注文されて、いつ着くのか、それらの、昨年話のあつたセメント工場の今までの進行状況、そしてそのセメント工場を作るという事業を、新しい開発株式会社はそのまま承継してやつていくのであるか、それらの点をお伺いしたい。

○南條國務大臣　昨年の国会で決定いたしました東北のセメント工場につきましては、この詳細のことは、政府委員がおりませんが、私の聞いております程度では、順調に進んでおります。政府出資につきましても、昨年の十月一日に完了し、今年度は発行予定社債の九億円につきましても、第一回の二億円を昨年末、第二回二億円を本年一月に発行し、本年度中には全額発行完了の予定であります。ドイツへ発注いたしました機械については、昨年の九月に正式に契約、発注済みでありまして、工場の用地の売却も終り、岩盤調査のためのボーリング等も進捗しております。大体今年中には操業開始ができるという予定になつております。従ひまして、今までの東北興業会社がこのセメント工場の経営の任に當ることになつておりますが、今度東北開発会社になりまして、そのままこれが引き継ぐということは当然でありますので、さよう御了承願います。

○竹谷委員　この審議の材料として、委員長から経済企画庁の資料を求めていただきたいと思います。一つは、国民所得と国民経済計算であります。経済企画庁では、日本経済資料という、こゝういふ印刷物をわれわれに配付しておりますが、これはむろん昭和三十年度までのものしかございません。この国民所得と国民経済計算に関する——これは見通しになりまするが、三十一年度と三十二年度の予算編成に當つての資料となりました、これら国民所得並びに国民経済計算の見通しの資料をちょうだいしたい、それからもう一つは、公共事業費の予算の金額を、これはいろいろ河川の改修とか、あるいは道路とか、港灣とか、漁港とか、あるいは食糧増産その他いろいろあるわけでありまして、これら公共事業費の予算を、北海道、内地、そのうちの東北と、こゝういふふうに分けて、金額を各費目別に示した表を要求していただきたい。それにつきましても、昭和三十一年度はすでに事業の施行の内容もむろんきまつており、今実施中でございますので、これは十分できると思ふ。三十二年の予算につきましても、ただいま予算案として審議中でございますから、確定的なものはずかしからうと思ふますが、大体の政府としての見込み、これを各費目別に東北、北海道その他に分けて、一つ数字と指数をもつて示していただきたい。このやうな資料を大至急に委員長から経済企画庁に求められ、われわれ委員に配付せられますことを希望いたします。

○五十嵐委員長　ただいまの竹谷委員の資料提出の要求ですが、さうやうに一

つ委員長からも要求をいたします。次回の委員会は明後六日午後一時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十八分散会